

中立評価手続規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則（以下「本規則」という。）は、一般財団法人ソフトウェア情報センターの紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）が行う評価（以下「中立評価」という。）に関する手続（以下「中立評価手続」という。）について必要な事項を定める。

(中立評価の意義)

第2条 本規則における中立評価とは、申立人が申立にかかる紛争（トラブル）の全部又は一部の争点について、法的請求権の有無、その内容及びその範囲の評価を求める申立を行った場合にその中立評価を示すことをいう。

(申立事項)

第3条 申立人は、ソフトウェア、コンピュータシステム、コンテンツ、データベース、その他情報技術（IT）に関する民事上の紛争について、中立評価手続の申立を行うことができる。

(書類等の提出)

第4条 申立人又は相手方が紛争解決センターに提出する書類は、郵送又はファクシミリによって提出することができる。

2 申立人が提出する申立書の提出部数は、正本一通に加え、副本を中立評価人及び相手方の人数分とし、その他の書類等の写しの提出部数は、中立評価人及び相手方の人数に1を加えた合計数とする。

(代理人資格)

第5条 申立人が代理人により中立評価手続の申立を行い、又は申立人及び相手方が代理人により中立評価手続を進行する場合には、代理人は、弁護士、又は紛争解決センター長が相当と認める者でなければならない。

(秘密保持義務)

第6条 紛争解決センターにおける中立評価手続はこれを秘密とし、申立人、相手方、それらの代理人は、中立評価手続の存在、内容及び結果（中立評価書の記載を含む。）についてこれを第三者に開示してはならない。

2 前項にかかわらず、申立人及び相手方は他方当事者の承諾がある場合、又は正当な理由がある場合には、中立評価手続の存在、内容及び結果（中立評価書の記載を含む。）を開示することができるものとする。

- 3 前項に基づき、中立評価手続の存在、内容及び結果の開示が認められる場合であっても、申立人及び相手方は、中立評価手続の内容及び結果（中立評価書の記載を含む。）を裁判手続における証拠として用いることはできないものとする。但し、他方当事者の承諾がある場合にはこの限りではない。
- 4 中立評価人、中立評価人補助者及び紛争解決センターの職員は、中立評価手続の存在、内容及び結果（中立評価書の記載を含む。）についてこれを開示してはならない。
- 5 前項の規定は、前項に掲げる職にあった者がその職を退いた後も同様とする。
- 6 前二項にかかわらず、事業報告、調査研究等の目的で申立人及び相手方の氏名・名称、事件内容等を特定しない形で利用することができる。

第2章 申立手続

(申立の方法)

第7条 申立人は、以下の書類を紛争解決センターに提出しなければならない。

- ① 中立評価申立書
 - ② 申立者が法人であるときは、その代表者の資格を証明する書類
 - ③ 代理人によって申立てるときは、その委任状
- 2 中立評価申立書には、次の事項を記載しなければならない。
- ① 申立人及び相手方の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号、Fax番号及びメールアドレス
 - ② 代理人を定めた場合は、その氏名、住所又は居所、電話番号、Fax番号及びメールアドレス
 - ③ 中立評価申立の趣旨
 - ④ 中立評価申立の理由及び立証方法
- 3 申立人は、申立の理由を基礎付ける証拠書類があるときは、その証拠書類の写しを紛争解決センターに提出しなければならない。

(中立評価申立の受理又は不受理)

第8条 紛争解決センターは、中立評価申立書の内容を審査し、中立評価手続の実施の可否を検討するものとし、実施が適切であると認められる場合には中立評価申立を受理し、不適切であると認められる場合には中立評価の申立を受理しないものとする。

- 2 紛争解決センターは、前項の検討にあたり、運営委員会の意見を聴取することができる。

(応諾確認)

第9条 紛争解決センターは、中立評価申立書を受理した場合には、相手方に対して中立評価申立書及び申立人から提出された証拠書類の副本を送付するものとし、中立評価手続に応諾するか否かを確認する。但し、予め相手方が書面により応諾している場合にはこの限りではない。

- 2 紛争解決センターは、相手方が中立評価手続に応諾した場合には、中立評価手続を実施

するものとし、不応諾の場合には申立を却下するものとする。なお、相手方は応諾を撤回することはできないものとする。

- 3 中立評価手続の申立があった場合、相手方が応諾の可否を判断するために申立人との協議を求めることができるものとし、協議の求めがあった場合には紛争解決センターにおいて協議を行うものとする。

第3章 中立評価人

(中立評価合議体)

第10条 紛争解決センターにおける中立評価手続は、主任中立評価人及び2名の陪席中立評価人により構成される合議体（以下「中立評価合議体」という。）が行うものとする。

(中立評価人の選任)

第11条 主任中立評価人及び陪席中立評価人は紛争解決センター長が選任する。

- 2 紛争解決センター長が中立評価人を選任するにあたっては、選任される者の公正性及び独立性に配慮しなければならない。
- 3 申立人及び相手方は、和解あっせん手続規則第19条を準用し、中立評価人の忌避を求めることができる。この場合、同規則の「あっせん人」を「中立評価人」と読み替えるものとする。

(中立評価人の辞任)

第12条 中立評価人は、正当な理由がある場合には、その理由を添えて紛争解決センター長に辞任を申し出ることができ、紛争解決センター長は、運営委員会の意見を聴いた上でかかる申し出を認めることができる。この場合、紛争解決センター長は速やかに新たに中立評価人を選任する。

(中立評価人の責務)

第13条 中立評価人は、この規則その他中立評価に関する規程に従い、独立して、公正かつ迅速に処理しなければならない。

(中立評価人補助者)

第14条 紛争解決センター長は、中立評価人の請求を受けて、中立評価人補助者を選任することができる。

- 2 中立評価人補助者は、中立評価人の指示に従い次の各号の事務を行う。
 - ① 中立評価期日又は準備期日の立合い
 - ② 中立評価に関する事項の調査
 - ③ 中立評価人に対する意見の提出
 - ④ その他中立評価人が必要と認める事項

第4章 中立評価手続

(非公開)

第15条 中立評価手続は、これを非公開とする。

(中立評価規則の適用)

第16条 中立評価手続は、この規則に定めるところにより行う。但し、この規則に定めのない事項については主任中立評価人の定めるところにより行う。

(中立評価人選任の通知等)

第17条 紛争解決センターは、中立評価手続開始後、速やかに中立評価人の氏名、第1回中立評価期日の日時、中立評価場所、その他必要な事項を申立人及び相手方に通知しなければならない。

(中立評価手続における答弁書の提出)

第18条 紛争解決センターは、相手方に対して、第1回中立評価期日の相当期間前までに中立評価申立書に対する相手方の主張を記載した答弁書の提出を求めることができる。

2 前項の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。

- ① 当事者の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号、Fax番号及びメールアドレス
- ② 代理人を定めた場合は、その氏名、住所、電話番号、Fax番号及びメールアドレス
- ③ 事件番号
- ④ 答弁の趣旨
- ⑤ 答弁の理由及び立証方法

3 相手方は、答弁書の理由を基礎付ける証拠書類があるときは、速やかにその証拠書類の写しを紛争解決センターに提出しなければならない。

(期日)

第19条 中立評価合議体は、期日を主催し、手続の進行に関する一切の事項を定める権限を有する。

2 中立評価のための期日は、申立人及び相手方の双方の出席を求め、口頭で行うものとする。但し、中立評価合議体の判断に基づき、申立人及び相手方が書面を提出することにより、申立人及び相手方の出席がない場合であっても期日を実施することができるものとする。

3 中立評価合議体は、期日外であっても、適宜、申立人又は相手方に対して、主張の整理、補充、証拠書類の提出、その他必要な対応を求めるものとし、現場検証その他必要があると認める場合は、相当と認める場所において期日を開催することができる。

4 紛争解決センターは、特別の事情がない限り、期日の7日前までに申立人及び相手方に期日及びその実施場所を通知しなければならない。

(審理の方式)

第20条 中立評価合議体は、申立人及び相手方から提出された書面及び期日における申立人及び相手方の口頭での主張に基づき審理を行うものとする。

2 中立評価合議体が必要と認める場合には、第三者に事実関係等の調査を外部委託することができる。

(審理期間)

第21条 中立評価は、原則として中立評価申立を受理した日から3ヵ月以内に下すものとする。

2 事案の性質により、前項に定める審理期間を超えて審理を実施することができる。

第5章 中立評価

(中立評価)

第22条

1 中立評価合議体は、申立事項について中立評価をするに熟したと認めたときには、審理の終了を宣言し、中立評価を下すものとする。

2 中立評価合議体は、審理の結果、中立評価をすることが不適切であると認めるに至ったときには中立評価を下すことなく中立評価手続を終了するものとする。

3 中立評価合議体は、申立人又は相手方の求めに応じて解決案の提示を行うことができるものとする。

(中立評価の効力)

第23条 中立評価の効力は、中立評価人又は中立評価合議体の意見であり法的拘束力を有しないものであり、紛争解決センター及び中立評価人は中立評価について一切責任を負わないものとする。

(中立評価書)

第24条 中立評価合議体は、中立評価の結論について中立評価書を作成しなければならない。ただし、第22条第2項の定めにより終了する場合、又は中立評価手続の申立を却下する場合には、申立人及び相手方に対して口頭で言い渡すことができる。

2 中立評価書には中立評価の理由を記さなければならない。

3 紛争解決センターは中立評価書の写しを申立人及び相手方に送付しなければならない。

(不服申立)

第25条 中立評価に対しては不服を申し立てることができない。

第6章 中立評価申立の取下・変更・その他の終了事由

(申立の取下又は変更)

第26条 中立評価手続の申立は、相手方の応諾後は相手方の同意ない限り、取下げ又は申立事項の変更はできないものとする。但し、相手方の同意がある場合（中立評価人選任後はこれに加えて中立評価合議体が相当と認めた場合）はこの限りではない。

(中立評価手続の却下)

第27条 中立評価合議体は、次の各号の事由がある場合には、中立評価を行わずに手続を中止し、中立評価申立を却下することができる。

- ① 申立人又は相手方が、正当な理由なく中立評価期日に出席しないとき
- ② 申立人又は相手方が中立評価合議体の指揮に従わないとき
- ③ 申立人又は相手方が手数料その他中立評価に要する費用を定められた期日に納付しないとき

第7章 和解あっせん後中立評価手続

(和解あっせん手続からの移行手続)

第28条 紛争解決センターにおける和解あっせん手続が不調となり、和解あっせん手続の当事者双方が合意する場合には、和解あっせん後の中立評価手続（以下「和解あっせん後中立評価手続」という。）を行うことができる。

(和解あっせん後中立評価手続の申立)

第29条 和解あっせん後中立評価手続の申立は、当事者が合意の上、和解あっせん手続終了後2週間以内に、当事者のいずれか一方が行うものとする。

2 前項の申立に際し、和解あっせん手続の当事者は相手方の同意を得た上で、中立評価を求める範囲を明示するものとする。

(和解あっせん後中立評価の中立評価人及び中立評価手続)

第30条 和解あっせん後中立評価の場合、原則として中立評価人は従前の和解あっせん手続を担当した者の中から選任されるものとする。

2 和解あっせん後中立評価の場合、当事者は和解あっせん手続で提出された資料を利用できるものとし、中立評価合議体は同資料を中立評価の基礎資料とすることができる。但し、当事者双方が資料の利用を希望しない場合にはこの限りではない。

(準用)

第31条 前三条に定める他、和解あっせん後中立評価手続については本規則を準用する。

第8章 雑則

(中立評価費用)

第32条 申立人は、紛争解決センターに対し、中立評価手続申立に際し、別に定める中立評価料金規則に従い、申立手数料を納付しなければならない。但し、和解あつせん後中立評価手続についてはこの限りではない。

2 申立人又は相手方は、前項に定めるほか、中立評価料金規則の定めるところに従い、中立評価に必要な実費等の費用を紛争解決センターに支払わなければならない。

(使用言語等)

第33条 中立評価手続は、日本語で行う。ただし、紛争解決センター長が認めたときは、この限りではない。

2 中立評価合議体は、申立人又は相手方に対して、外国語によって作成された書類に訳文を添付することを求めることができる。

3 中立評価合議体は、必要と認めるときには、申立人又は相手方の意見を聴取したうえで、第三者に翻訳又は通訳を委嘱することができる。

附則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。